平成２６年（フ）第１０４号
三重県津市河芸町千里ヶ丘64番地１
債務者　國吉　俊哉
１　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　三貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８号
福岡県みやま市瀬高町高柳227番地１
債務者　久冨　亮治
１　決定年月日時　平成26年７月30日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　仲家　淳彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第６号
秋田県由利本荘市前郷字前郷162番地18
債務者　中国料理ＫＩＮＫＡＫＵこと　植村　欣哉
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚本　祐文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第３９号
福岡県田川郡川崎町大字田原738番地
債務者　竹下　丈夫
１　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小島　邦夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２０５５号
大阪市北区天神橋３丁目４番５―607号　郡妙子方、住民票上の住所富山県高岡市荻布333番地３
債務者　深田　和明
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀川　智子
４　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１９７号
北海道亀田郡七飯町本町４丁目４番23号
債務者　高橋　伸之
１　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２０６号
函館市人見町17番３号
債務者　佐賀井ひな子
１　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１０６３号
大阪府豊中市浜３丁目４番27号
債務者　前畑　敬之
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２９１号
大阪府吹田市芳野町６番１―204号
債務者　西尾　貴文
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３５８号
大阪市北区本庄東３丁目８番４―803号
債務者　辻　須美男
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６３６号
大阪市東成区大今里南４丁目９番６―617号
債務者　斧木　克弥
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６９３号
大阪市淀川区十三元今里２丁目２番47号　ラベルシャンブル301号
債務者　中平　美紀
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７４２号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目19番17号
債務者　アルト青果こと　松岡　正道
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９９０号
大阪府茨木市玉瀬町34番36号玉瀬ハイツ201号
債務者　石丸　涼子（旧姓中元）
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３００５号
大阪市港区築港１丁目５番１―123号
債務者　岩巨　末子
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１３８号
大阪市淀川区十三東３丁目16番10号西村マンション202号
債務者　阪根真奈美
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１３９号
大阪市旭区森小路１丁目６番15号
債務者　大内　敏雄
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１４０号
大阪市旭区森小路１丁目６番15号
債務者　大内　千恵
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部